日頃より社会教育行政の発展に向けてご努力いただき、あらためて敬意を表します。

さて、私ども日本社会教育学会は、2018年6月2日に東洋大学で開催された理事会におきまして、「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」を採択し、6月11日に文部科学省生涯学習政策局社会教育課を通じて中央教育審議会会長・北山禎介様、生涯学習分科会会長・明石要一様あてに同「要望書」を提出いたしました。さらに8月7日には、中央教育審議会会長・北山禎介様あてに、関係6学会の会長・代表理事からのご賛同を添えて「日本社会教育学会「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」に対する関係学会からの賛同について」という文書を提出しています。

公立社会教育施設の所管問題をめぐっては、特例措置の導入を可能とする法改正によって、首長部局移管がいっそうすすむことが予想されます。政治的中立性や継続性・安定性の確保、生涯学習社会の実現、総合的な教育行政の推進の観点から、公立社会教育施設の教育委員会所管を堅持されるようあらためて要望いたします。

　2018年12月3日　日本社会教育学会会長　長澤成次